

税務講習会のご案内

電子帳簿等保存制度説明会

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
 - ▷ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
 - ▷ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

日時：5月24日（水） 午後3時～午後4時

場所：輪之内町商工会館

講師：大垣税務署担当指導官

**入場
無料**

※どなたでも聴講できます

電子帳簿等保存制度説明会 申込書

| | | | |
|------|---|-----|--|
| 事業所名 | | | |
| 参加人数 | 名 | TEL | |

輪之内町商工会 輪之内町青色申告会

TEL:0584-69-2188 FAX:0584-69-3953